

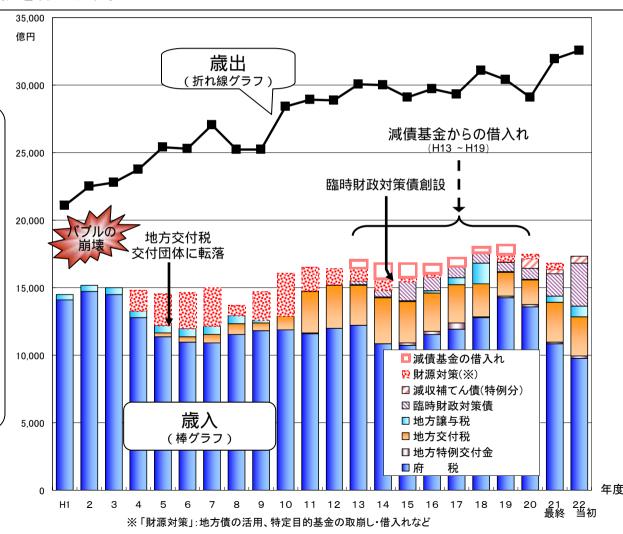
# 4. 財政運営のあり方

# (1)昭和60年代以降の財政運営について

今も続く財政状況の厳しさの要因については、調査分析報告書において他府県との比較などを行い、大阪府の財政構造がもつ特徴を明らかにしました。ここでは、財政運営のあり方という観点から、昭和60年代以降の財政運営についてあらためて検証を行います。

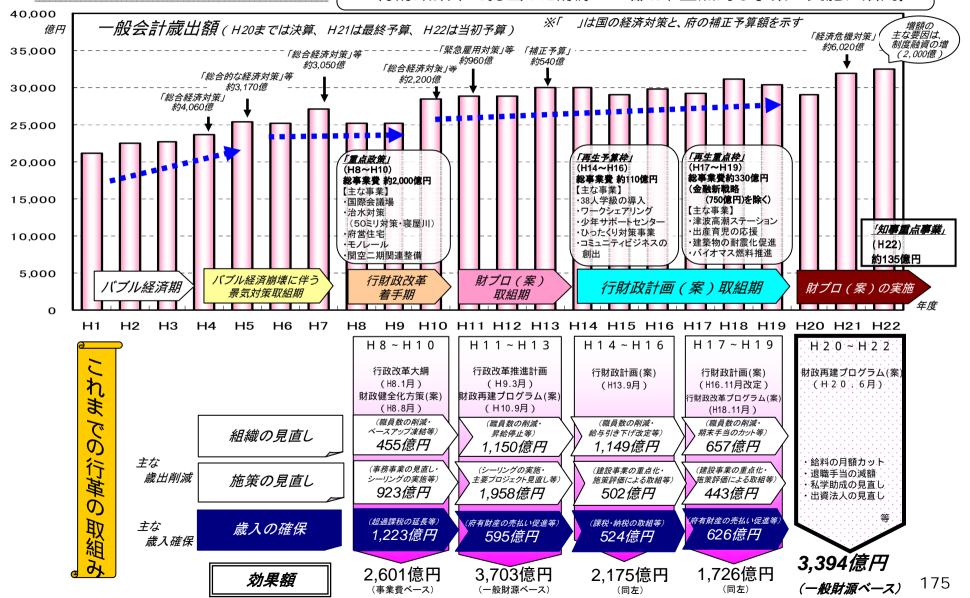
## ①主な一般財源の推移

- ▶ バブル経済崩壊後の税収 急減により、平成4年度から 一般財源が急減。5年度に 地方交付税の交付団体に転 落。
- ➤ その後、蓄積していた基金 の取崩しや地方債充当率の 引上げ等でしのいだ。
- ➤ その後も税収は伸び悩み を続け、13年度からは減債 基金からの借入れを行うに 至った。

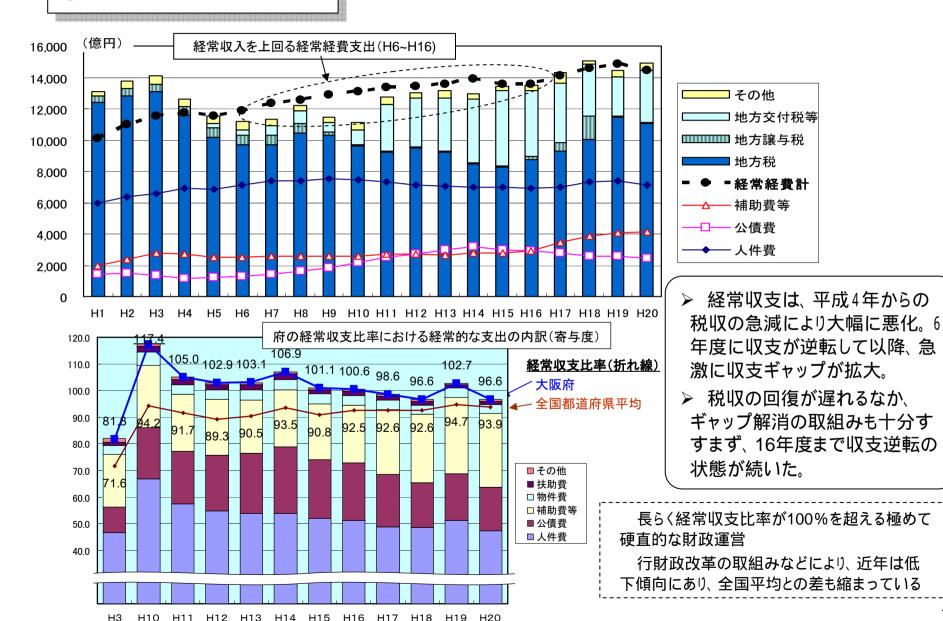


# ②これまでの行財政改革と 一般会計歳出額の推移

- ▶ バブル経済崩壊に伴う景気対策取組期を経て、平成8年度から行財 政改革に本格着手。
- ▶ 行財政改革で捻出した財源の一部は、重点的な事業の実施に活用。

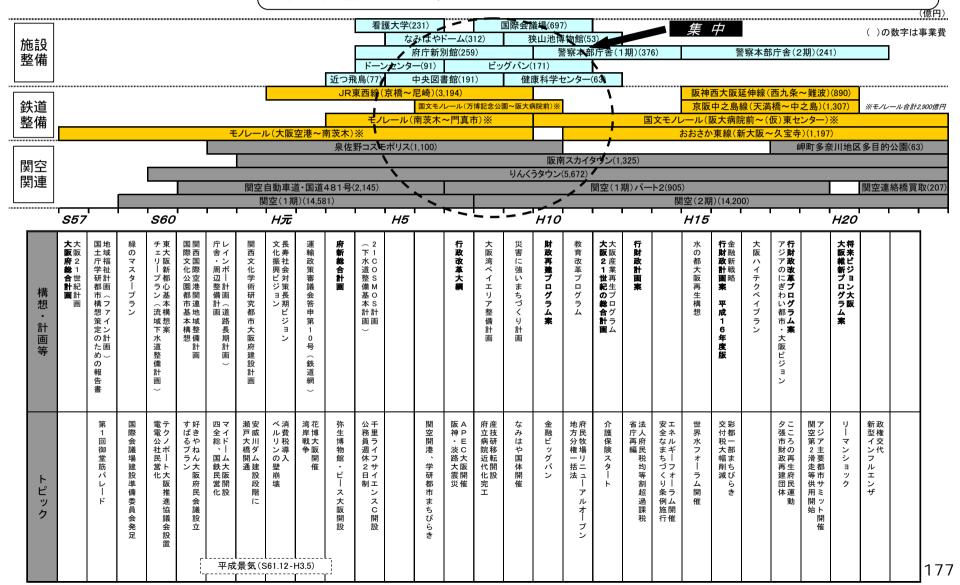


# ③経常収入・経常経費の推移



# ④これまでの 主要プロジェクト

- ▶ 平成ひと桁台は、関空の開港(H6)、なみはや国体(H9)、国の景気対策を背景に事業が集中。
- ▶ 平成10年度の財政再建プログラム案による主要プロジェクトの凍結以降、大型事業は収縮傾向となる。



# (2)これからの財政運営のあり方

時代時代の社会経済環境に応じて、府民のみなさんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命であり、その基礎となる財政基盤を確かなものにすることが不可欠です。

そのための財政運営のあり方として、財政再建プログラム案に基づき、「収入の範囲内で予算を組む」原則を徹底し、予算編成過程の全面的な公開など、財政規律の確立をすすめています。

さらに、昭和60年代以降の財政運営についての検証を踏まえた教訓をもとに、一層の規律ある財政運営を行います。

また、基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討します。

# <教 訓>

- ◆中長期的な財政収支見通しなし
  - ・景気対策など国の方針に過度に依存
  - ・特定目的基金借入れという緊急避難措置を継続、 将来の起債返済に充てる減債基金からも借入れ
  - ・公債残高のコントロールが不十分
- ◆府政運営の方針と財政収支試算が 連携していない
- ◆財政状況の認識が全庁的に共有 されていない
- ◆将来リスクを含めた事業実施判断が されていない
- ◆意思決定プロセスが不透明

# 

- ◆中長期的な財政収支の見通し(試算) を公表、全庁で共有
  - ・財政健全化法の指標・府独自指標による管理
  - ・特定目的基金借入状態を是正・減債基金も段階的に復元
- ◆府政運営の基本方針と財政収支試算の 連携(戦略本部会議)
- ◆全庁的に財政状況の認識を共有し、 部局長マネジメントに活かす
- ◆将来リスクなど十分な判断材料をもとに した事業実施の判断
- ◆意思決定プロセスの透明化





# 規律ある財政運営

#### 財政再建プログラム(案) H20~H22

#### 予算編成改革の着手

- 〇方針と収支フレームの共有 (下図1)
- 〇予算編成過程の公開 (下図2)

#### 財政構造改革の着手

- 〇減債基金からの借入れ・借換債の増発との決別
- 〇収入の範囲内で予算を組む
- 〇減債基金への返済開始
- 〇実質府債残高の圧縮、実質公債費比率を 25%以上にしない

#### 一層の強化・定着策

#### 予算編成改革の推進

- ○部局長マネジメントを活かした予算編成 [⇒①]
- ○新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立 [⇒ ①] 財政構造改革の着実な実行

# 〇黒字予算の継続

- 〇減債基金の計画的な復元
- 〇実質府債残高の縮減を継続、実質公債費比率を 25%以上にしない
- ○新たなルールによる財政調整基金等の管理 [⇒②]
- ○財務マネジメント機能の向上 [⇒ ③]

#### 図1 基本方針と財政収支の連携



#### 図2 予算編成過程の公開

戦略本部会議

議会との 意見交換

# 全面的に公開

知事ヒアリング 要求書・査定書

# ①予算編成改革の推進

- (1)部局長マネジメントを活かした予算編成
- ◇ 部局ごとに一律のシーリングを設定するという手法に過度に依存することなく、予算配分の重点化・柔軟 化を推進するために、要求段階で部局長の自主性・主体性をより一層発揮
- (2)新公会計制度と連動した予算編成サイクルの確立 (※1)
- ◇ 執行の効率性や費用対効果を正確なデータに基づき検証
- ◇ 事後評価としての決算財務分析結果を予算に反映
- (3)フルコストによる予算管理 (※2)
- ◇ 人件費や公債費を含まない事業予算について査定してきたが、人件費や公債費を含むフルコストの視点を踏まえた予算編成に改めていく
- (※1) 予算と決算の対比を明らかにするため、予算の事業単位を新公会計制度において作成する管理事業の単位と統一
- (※2)これにあわせて、予算編成システムを再編

## ②財政調整基金等の新しいルール(基金条例の改正)

#### (1) 将来的な財政調整基金の確保目標額の設定

- ◇ 将来リスクに備えるため、『標準財政規模の3.75%に相当する額』とし、各年度の予算編成時の収支の 範囲内で、可能な限りその充足に努める
- ※「3.75%」は、地方財政健全化法における実質赤字比率の早期健全化基準を踏まえ設定 【参考】 府の標準財政規模(平成22年度)14,939億円×3.75%= 560億円
- ※ 財政調整基金残高:78億円(22年度当初予算)

#### (2)決算剰余金の積立ルールの確立

◇ 決算剰余金の処理を明確化するため、剰余金の1/2は減債基金に、1/2は財政調整基金に積み立てることをルール化

#### (3)一般財源をもとに積立てを行う基金を限定

- ◇ 基金の適正な管理をすすめるため、一般財源をもとに積立てを行うのは、財政調整基金、減債基金、公 共施設等整備基金に限定
- ※ 府民からの寄附の積立てや、運用利息の積立てなど当該基金に係る特定の収入をもとに積み立てることは、従来どおり可
- ※ 国庫補助金等の財源措置を伴う事業の実施や法令上の義務のために積み立てる場合は可
  - (例) 国民健康保険広域化基金、介護保険財政安定化基金

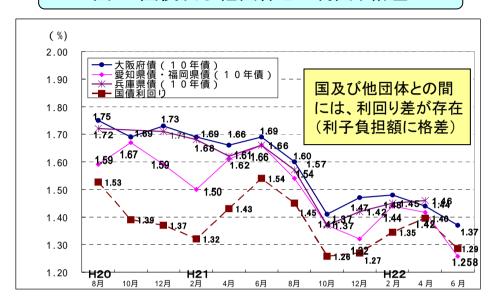
# ③財務マネジメント機能の向上

- 資金の調達や運用などを総合的に管理することにより、財務マネジメントの向上に取り組み、資金の効率性を高めていきます。
- ◇ 財務マネジメントとは、資産と負債を総合的に管理することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスク量を測定。そのリスクをコントロールしながら収益の極大化を狙う経営管理手法。

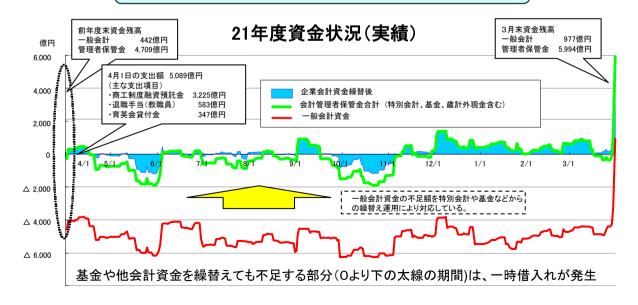
項目	内容	
( i )起債マネジメント	<ul> <li>◇ 金利(長期/短期、変動/固定)の複合活用による、最適な組み合わせを実現することにより、公債費(元利払い)の抑制を図る (国債及び他団体との利回り格差については図1を参照)</li> <li>・府債構成の最適化をめざす</li> <li>・市場から府債を買入消却するなど、負債の圧縮に向けた検討を行う</li> <li>・より効果的なIR活動(投資家に対する情報発信)に取り組む</li> </ul>	
(ii )資金マネジメント	<ul> <li>◇ 本府のキャッシュフロー(資金の流れ。図2参照)を適切にコントロールするための 手法を検討するとともに、資金の効率的運用を行うためのルールづくりに着手</li> <li>・短期資金調達コストの低減を図るため、自治体版CP(コマーシャルペーパー:短期資金用の割引手形)の導入など新たな仕組みを検討</li> <li>・減債基金等の効果的な運用の検討に着手</li> </ul>	
(iii)リスクマネジメント	<ul> <li>◇ 経済情勢等の急変に伴う金利変動や市場における資金流動性の低下などのリスクに対する対応の強化を図る</li> <li>・リスク管理の強化を図るとともに、金利スワップや仕組債の発行など、リスクを回避するための手法を検討</li> <li>※金利スワップとは、固定金利と変動金利など、同一通貨で異なる金利の支払いを交換する取引のこと</li> </ul>	



### 図1 国債及び他団体との利回り格差



### 図2 大阪府のキャッシュフロー



# (3) 新公会計制度の導入

## 【新公会計制度の導入】

◇ 大阪府では、府民への財務情報の更なる開示と効率的な行財政運営を推進するため、複式簿 記・発生主義という企業会計の考え方を採り入れた、日々仕訳方式による新公会計制度を、平成 24年度から導入します。

## 【現状】

- ◇ 現在の単式簿記・現金主義による官庁会計は、予算の執行状況の明確化はできるが、 ストックやフルコストの情報など自治体をマネジメントするための情報が不足
- ◇ そのため、多くの自治体が財務諸表を作成しているが、総務省が提示する2つのモデル(基準 モデルと改訂モデル)には課題がある
  - ・ 改訂モデルは、個別の組織や事業についての財務情報を得られず、官庁会計決算の組替えのため 精度に難点がある。
  - ・ 両モデルとも、国際公会計基準や民間の企業会計とは乖離。

新公会計制度		総務	省 方 式
の特色比較	東京都会計基準	改 訂 モ デ ル	基準モデル
作成方法	・日々の会計処理の段階から 複式仕訳データを蓄積し作成	・官庁会計決算を組み替えて作成	・複式仕訳データから作成 (固定資産は特殊な仕訳)
税収の取扱い	・行政コスト計算書の収入に計上	・純資産変動計算書の一般財源に計上	・純資産変動計算書の一般財源に計上
資産評価	・原則として取得原価	<ul><li>・売却可能資産は時価で毎年度評価替</li><li>・他の有形固定資産は取得原価</li></ul>	<ul><li>・土地は時価もしくは取得原価</li><li>・建物等は取得原価</li></ul>
純資産変動 計算書	・純資産の変動状況を計上	・税収等や臨時損益等を計上	・純資産の変動状況のみならず固定資産等 の増減とその増減に伴う財源内訳も計上

# 導入内容

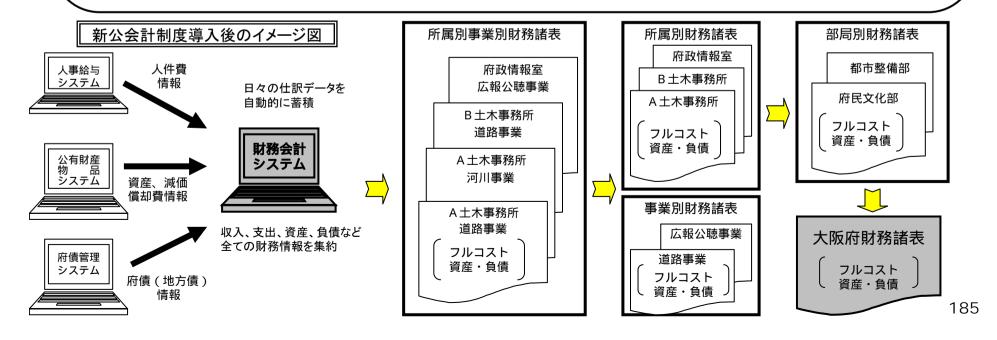
◇ 新公会計制度の導入のため、既に導入済みの東京都と連携しながら、既存の財務会計システム等 の改修、府が保有する資産の調査・評価、会計基準の策定等を行う

新公会計制度で得られるストック情報やフルコストなどの財務情報を自治体経営に活用

★ 財務諸表の特徴

貸借対照表	資産、負債等のストック情報
行政コスト計算書	減価償却費や金利、人件費を含めたフルコスト情報
キャッシュ・フロー計算書	現金収支の活動区分(行政サービス・投資・財務)別情報

- ★ 財務諸表では、基金借入金や貸倒引当金など、官庁会計では見えにくかった負担やリスクも、分かりやすく表示可能
- ★ 日々入力方式の導入により、<u>期中での財務情報の把握</u>が可能
- ◇ 日々の会計処理の段階からリアルタイムで複式処理を行うことで、会計別をはじめ、所属別や事業別など多様な財務諸表を作成することができ、精度の高い財務情報が得られる
- ◇ 東京都と同様、**国際公会計基準や民間の企業会計に近い**会計基準を策定





# 導入の効果

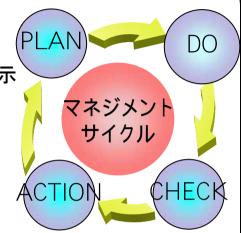
新公会計制度により得られた財務情報を有効に活用

## ■アカウンタビリティの充実

- 財政運営の全体像など大阪府の財務情報を府民に分かりやすく開示
- 議会における決算審査資料の充実に寄与

### ■マネジメントの強化

- ・ PDCAサイクルの構築により、「変革と挑戦」を支える 自治体マネジメント改革に活用
  - ⇒ 決算財務分析や事業評価の質の向上、要員マネジメント、 予算編成への反映、財産管理・活用、監査での活用 など



# 他団体への普及のための大阪府の取組み

全国レベルでの公会計制度改革に向けた取組みを行う

- ■複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の早期導入の必要性を積極的にアピール
  - ⇒ 全国知事会、近畿ブロック知事会への提言、府内市町村へのアピール など
- ■平成22年度は東京都と連携して「公会計制度改革推進プロジェクト」に取り組む
  - ⇒ 公会計白書(仮称)の作成 など